

- 資材の積み上げは2m未満まで -



- ・ 荷取りステージ上に置かれた資材、積み上げ高さが2mを超えています。



- ・ あまり知られていないかもしれませんが、高さが二メートル以上の**はい**(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉍石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)の**はい**付け又は**はい**くずしの作業は、「はい作業主任者」を選任して直接事故防止の指導にあたらせる必要があります。

選任が必要です。

作業主任者の資格を有している者がいない場合、2mを超えて資材を積み上げる事は出来ません。

ステージ上であれ、地上であれ、積み上げ高さは2m未満としてください

新発田建設の安全ルール

- § . 2mを超えて荷を積み上げる作業は、「はい作業主任者」の選任が求められる有資格作業です、はい作業の資格を持った者がいなければ当然無資格作業になり法違反になります。
- 資材は2mを超える高さに積み上げない、止むを得ず積み上げざるを得ない場合ははい作業主任者の有資格者の選任を行なうこととします。